

小さな町で、 みんなで生きる

エイジフレンドリーシティ真鶴行動計画
Age-Friendly City Manazuru
みんなに優しいまちづくり



真鶴町

目 次

I	行動計画策定の趣旨と位置付け	
1	行動計画策定の趣旨	1
2	行動計画の位置付け	2
3	行動計画の期間	3
II	真鶴町の今とこれから	4
III	行動計画の基本的方針	6
IV	分野別行動計画	
第1分野	建物と屋外スペース	7
第2分野	交通機関	8
第3分野	住まい	9
第4分野	社会参加	10
第5分野	差別や偏見の解消	12
第6分野	町民参加と就労	13
第7分野	コミュニケーションと情報	14
第8分野	医療・保健・福祉サービス	15

I 行動計画策定の趣旨と位置付け

1 行動計画策定の趣旨

我が国は人口減少社会を迎えるとともに、いわゆる団塊の世代の中心が2015年（平成27年）に65歳以上となり、その10年後の2025年（平成37年）には、認定者率が高まる後期高齢者人口がピークを迎えることが予想されています。本町においては、高齢化の進行が全国平均よりも進んでおり、今後は後期高齢者が増加することに伴う認定者の増加が予測されます。そのため、「地域包括ケアシステム」の考え方にもとづき、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つの構成要素を包括的・継続的に提供し、町内で生活するすべての高齢者が、生きがいをもって安心して生活できる環境を整備するとともに、制度の持続可能性を確保できるように実効性のある高齢者施策の推進に取り組んでいくことが必要です。

町民一人ひとり、そして、様々な地域の担い手が一つの大きな家族のように同じ方向を向き、取り組みを進められるよう、進むべき方向性や役割などを示す指針として、『**家に住むのではなく、この町に住む**』をスローガンに、生活支援や医療介護などのあらゆる観点から、実行性のある“オール真鶴”を目指し、エイジフレンドリーシティ真鶴行動計画（以下「本行動計画」という。）に取り組むことにより、これからの本町の成長と発展を目指します。

エイジフレンドリーシティは、WHO（世界保健機関）が、2007年（平成19年）に世界的な高齢化と都市化に対応するため提唱したプロジェクトで、

- (1) 都市のハードや社会システムを高齢化に対応させる
 - (2) 町民参画や雇用などで、高齢者が社会に参加し、支える側にまわる
- の2つの観点から、高齢者にやさしいまちづくりを推進しようとする取組です。

本町では、このエイジフレンドリーシティの考え方に賛同し、2017年（平成29年）10月にメンバーとして承認されました。これを受けて、高齢者やあらゆる世代にやさしいまちづくりをオール真鶴で推進するため本行動計画を策定します。

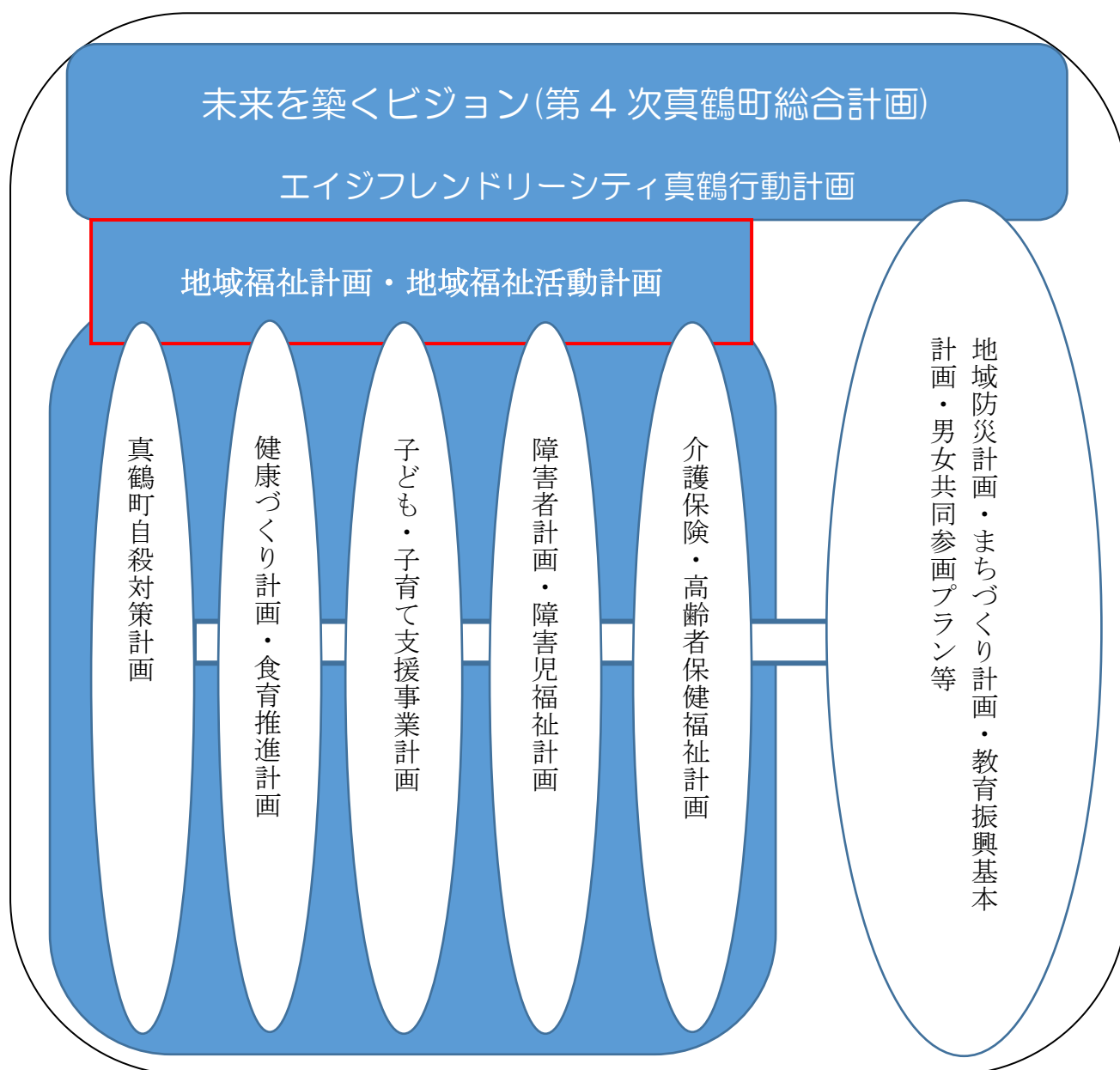


WHO から認証された証書

2 行動計画の位置付け

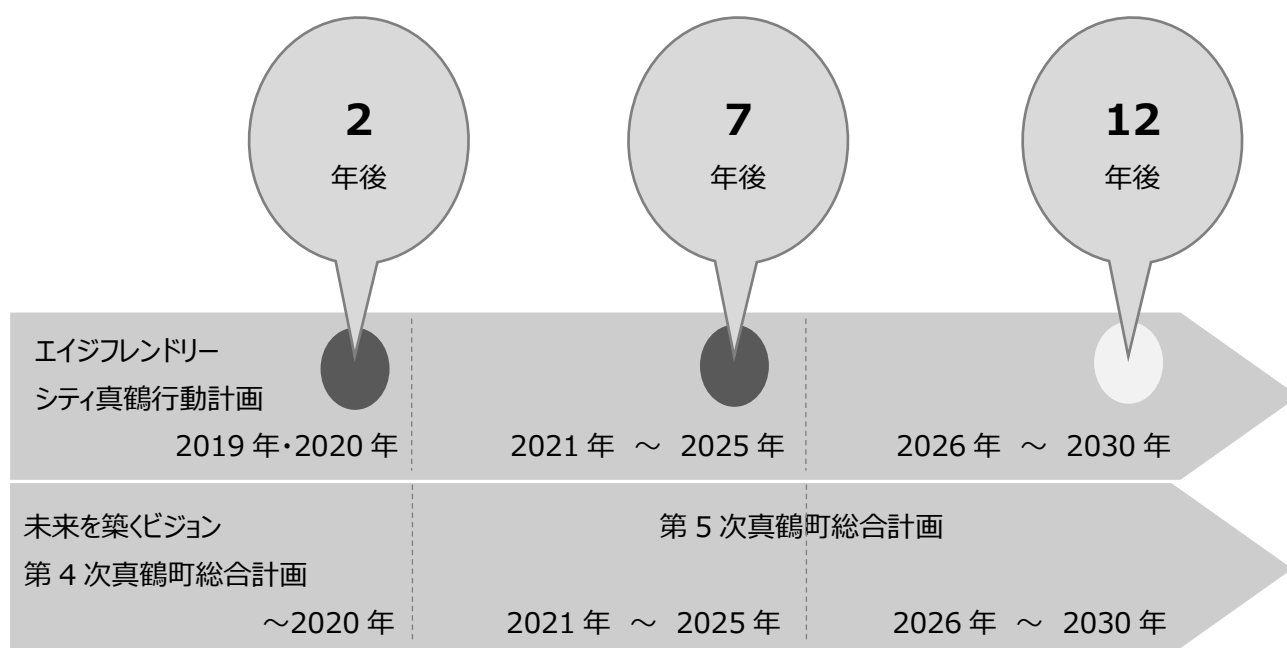
本町では、2016年（平成28年度）からスタートしている『未来を築くビジョン（第4次真鶴町総合計画）後期基本計画』において、施策展開における重点目標として「信頼で築く未来、美しく輝く町へ」を位置付け、みんなで支え合い、分かち合うまちづくりを進めております。

本行動計画は、『未来を築くビジョン（第4次真鶴町総合計画）』を上位計画とし、高齢者福祉の個別計画だけでなく、『未来を築くビジョン（第4次真鶴町総合計画）後期基本計画』に示されている分野別計画などについても、その内容との整合性を図りながら、WHOの定めるエイジフレンドリーシティの考え方に基づいて、総合的な施策を推進することとします。



3 行動計画の期間

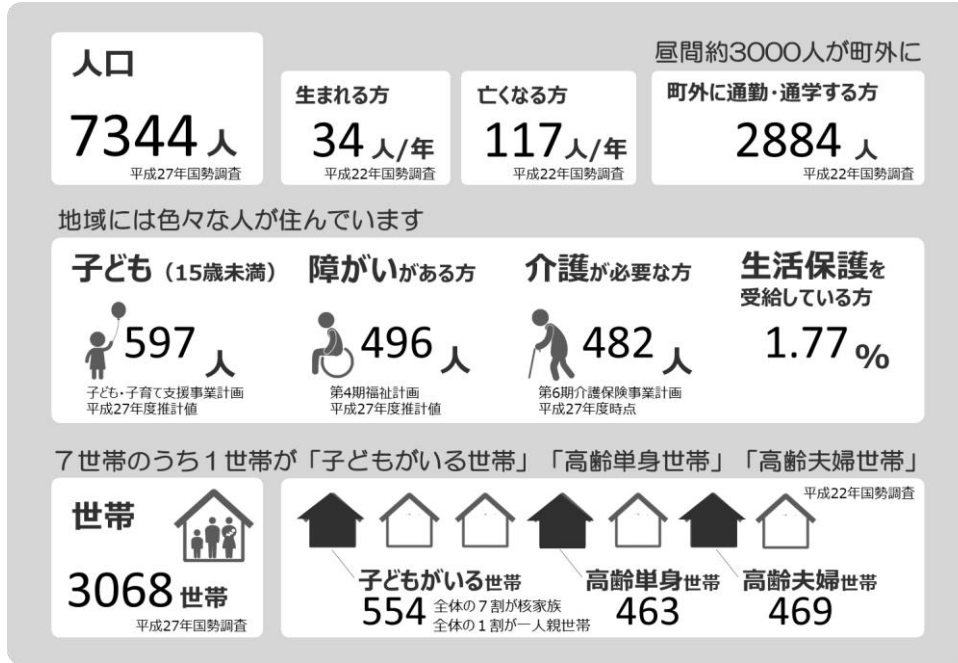
本行動計画は、『未来を築くビジョン（第4次真鶴町総合計画）後期基本計画』などと整合性を図りながら、WHOが定める5年間の行動計画のサイクルにより進捗管理を行います。第1期計画に限っては、町民への周知するための啓発活動の期間とし、計画の推進期間を、『未来を築くビジョン（第4次真鶴町総合計画）後期基本計画』の期間と合わせ、2019年度（平成31年度）から2020年度（平成32年度）までの2年間とします。



II 真鶴町の今とこれから

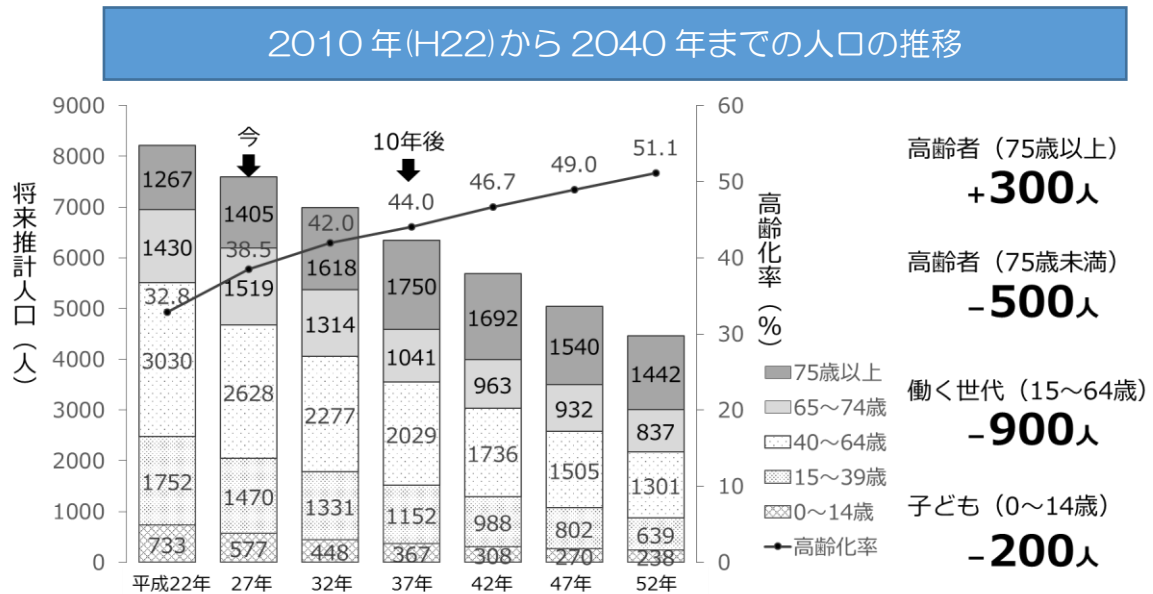
真鶴町の現況と将来予測を以下に示します。

■ 数字でみる真鶴



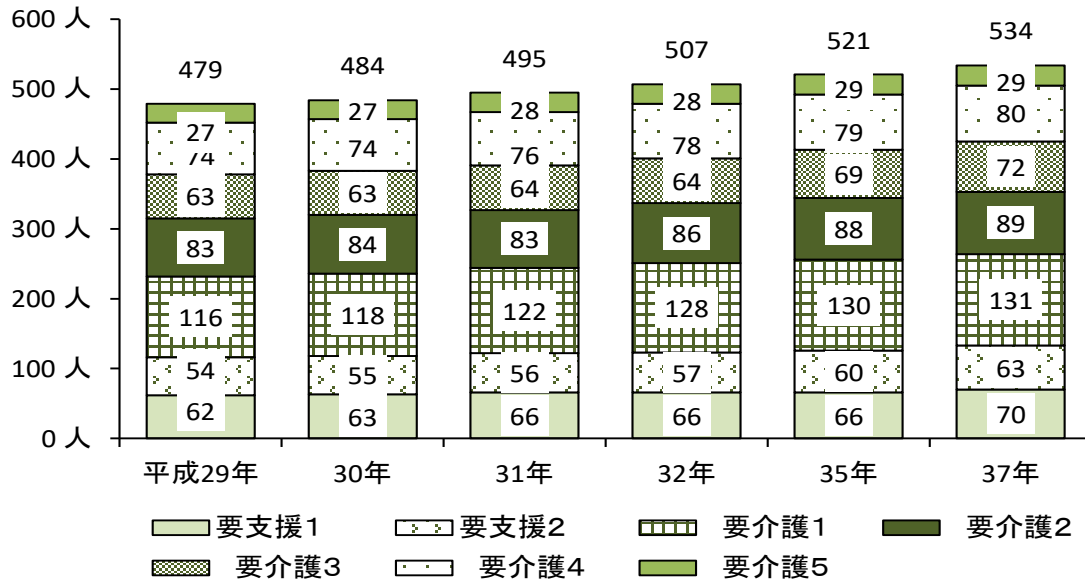
■ 人口の将来推計

今後10年間で、子どもや成人、75歳未満の高齢者が減少し、75歳以上の高齢者が増加することが予想されています。



■ 要介護認定者の割合

認定者については、後期高齢者数の増加に伴い増加し続け、2020年（平成32年度）には500人を超え、2025年（平成37年度）には534人に達するものと推測されます。これにより、町民の8.7%、約10人に1人が認定者になるものと予測されます。



Ⅲ 行動計画の基本的方針

【エイジフレンドリーシティ真鶴の実現に向けて検討する分野】

分野	分野名	基本方針
第1分野	建物と屋外スペース	高齢者が安心して楽しく暮らすことができるまちづくりを目指します
第2分野	交通機関	高齢者が移動しやすい交通手段の推進を目指します
第3分野	住まい	高齢者が安全で安心して暮らせる住まいを目指します
第4分野	社会参加	高齢者の社会参加の機会の確保を目指します
第5分野	差別や偏見の解消	あらゆる世代がお互いの存在を認め合う社会を目指します
第6分野	町民参加と就労	高齢者の就労や町民参加の機会を創出します
第7分野	コミュニケーションと情報	高齢者に必要な情報が届けられるように努めます
第8分野	医療・保健・福祉サービス	高齢者をはじめ、あらゆる世代が医療・保健・福祉サービスを安心して受けられる体制を目指します

- 1 真鶴町では、これまでに示した高齢者の状況及び取組を進める上での基本理念を踏まえ、2019年から2021年3月の期間において、エイジフレンドリーシティの8つのトピックに基づいて、以下の取組を推進していきます。

【第1分野】：建物と屋外スペース

○バリアフリーのまちづくり

①本町では、高齢者等、人にやさしいまちづくりとして、公共施設や公園、道路等における段差の解消や手すりの設置等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進めています。しかし、地形的な条件や財政状況もあり、公共施設や公園、道路等における段差の解消や手すりの設置、さらには歩道の設置等のバリアフリー化はなかなか進んでおらず、今後は利用頻度の高い施設等、優先的にバリアフリー化すべき施設に絞って対応する必要があります。そこで高齢者等が安心して外出できるよう、引き続き公共施設や公園等におけるバリアフリー化やベンチの設置等を推進します。また、誰にでもやさしく使いやすいユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発を図ります。

②本町には、都市公園 1 か所、開発小公園 14 箇所、他児童遊園等がありますが、都市公園は、階段を上がらなければならず、小公園の整備も充分であるとは、言えないことから、高齢者の方でも、バリアフリーで利用しやすい、都市公園の整備を目指します。

○事故や犯罪被害の防止

①高齢者の交通事故が近年増加傾向にある中で、高齢者交通安全教室等、交通安全に関する普及啓発活動を行っているほか、高齢者の防犯・防災対策として、防犯・防災意識の向上のための啓発活動や自主防災組織の強化・育成等に努めています。また、ひとり暮らしや日中独居の高齢者は、詐欺等の犯罪や悪徳商法の被害や火災等の災害にあいやすいことから、地域に根ざした地道な防犯活動、防災活動が求められています。さらに、高齢者の住宅を確保するための検討や、介護保険関連居住施設の整備も推進するなど、多様な住まいの確保に向けて取り組む必要がありますので、引き続き、高齢者の交通安全、防犯・防災対策について、普及・啓発活動等を続けていくとともに、特に防犯については地域の声かけ運動を推進するなど、地域に根ざした活動を進めていきます。

②本町では、坂が多く、路線バスも少ないため、自家用車のない高齢者が自由に移動することには困難が伴いました。そこで 2008（平成 20 年）年 6 月から、高齢者等の外出支援を目的とした町営のコミュニティバスを、真鶴地区 5 便、岩地区 6 便で運行を開始しました。2014（平成 26 年）年度より真鶴町地域公共交通会議を設置し、2016（平成 28 年）年 10 月から新しい体制で「真鶴町コミュニティバス」を運営しています。また、今後のコミュニティバスを含めた、町全体の新たな公共交通システムの構築に向けて協議を重ねていきます。さらに自力で外出の困難な方を対象に、車いすで乗降可能な福祉車両の貸出を行い、日常生活での外出支援や社会参加の促進を図っています。

【第2分野】：交通機関

○バリアフリーのまちづくり

- ①バスのような大きな車両の通行が不可能な地域についても、移動支援を目的とした交通システムの導入を検討します。
- ②真鶴駅周辺については、国道135号線の渋滞や駅ロータリーの混雑の解消に向け、真鶴駅周辺地区構想検討会等の意見を踏まえた中で、住民や来訪者にとって利便性の高い駅周辺の整備を図ります。
- ③コミュニティバスの運行により、高齢者が様々な社会活動に取り組めるようになっており、また世代間交流等にもつながることも期待されています。利用者が増加傾向にあるため、真鶴町地域公共交通会議を設置し、今後のコミュニティバスを含めた、町全体の新たな公共交通システムの構築に向けて協議を重ねていきます。

【第3分野】：住まい

○多様な住まいの確保

①建て替えされた町営住宅の入居者募集に当たっては、今後とも高齢者など、支援の必要な方が入居できるよう配慮していきます。民営住宅については、高齢者専用賃貸住宅など、高齢者向けの住宅の建設を促すほか、介護が必要になった方向けの住宅として、介護保険の対象になる有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）、グループホーム（認知症対応型共同生活介護）等の充実・整備を図っていきます。

②町内在住者の持家率は、高いと推測されていますが、古い家や空き家が多く、住居の耐震性、安全性を高めるため、耐震診断補助だけでなく、耐震工事等への助成など安心して生活することのできる住居の普及を目指します。

○魅力的なまちづくり

①真鶴町では、「まちづくり条例 美の基準」のルールに沿った美しいまちづくりを進めています。高齢者の方にも生き生きとした生活感を得られる「美の基準」に則った、魅力的なまちづくりを進めています。

○介護保険施設等の整備

①介護保険制度が施行された当初は、人口規模の小さな本町においては、都市部のような介護サービスのニーズも見込めないために、介護保険事業所はわずかしか立地せず、介護サービスを利用したい高齢者の利便性という意味で改善の余地がありました。しかし、現在は高齢化の進展や生活スタイルの変化等が進んだことにより、介護サービスに対するニーズはかなりまとまったものになってきており、事業所設置に向けて積極的な事業者も出てきています。既に有料老人ホームが2施設開設されているほか、2009（平成21年）年度に小規模多機能型居宅介護と高齢者専用賃貸住宅を併設した施設が開設され、2011（平成23年）年度には認知症対応型共同生活介護を行う施設も整備されています。居宅サービスについては、リハビリに特化した通所介護（デイサービスセンター）及び医療依存度の高い方への看護小規模多機能型居宅介護（訪問・通所・泊まり）を提供できるように、特色のある事業所開設をしています。こうした事業所ができることにより、介護保険利用者の利便性の向上に資するとともに、間接的に本町における雇用の確保も期待できることから、積極的に対応していきます。また、風光明媚な本町の特長を踏まえ、単に町民のみが利用するのではなく、県内他市町村、場合によっては県外からの利用者も想定しながら、介護サービスの基盤整備を図っていきます。

○施設におけるサービスの質の向上

①各施設の運営推進会議に参加し、施設サービスの状況を把握するとともに、実地指導についても県、町で行いサービスの質の向上に努めています。

【第4分野】：社会参加

○地域共生社会の実現に向けた活動への支援

- ①2017（平成29年）年度に策定した真鶴町地域福祉計画・地域福祉活動計画では、高齢者だけでなく、子ども、子育て世代、障がい者、介護が必要な人、こうした方々を支える人など、町に住むすべての人を対象とした、本町独自の全世代型地域包括ケアシステムの構築を目標に掲げています。これは、国が掲げている地域の人々を支え手と受け手に分けるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成を目指した、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に資するものです。今後も町民、関係団体、事業者、行政が連携していくことが重要です。

○生涯学習・生涯スポーツへの支援

- ①高齢者の多様な学習ニーズに応えるため、老人福祉センター等の会場を提供し、交流の場として有効活用を図ります。具体的には、次の事業を予定しています。

(1) 生きがい対策事業

これまでは高齢者が自分の趣味に合った華道、民謡、ダンス、書道の四つの教室を開催していましたが、2008（平成20年）年度からは自主運営サークルとなり、活発に活動しています。今後も高齢者による自発的な取り組みを支援し、町民参画による発表・創造活動を通して「ひとつづくり」「にぎわいづくり」「生きがいづくり」を進めます。

(2) 老人福祉センター管理事業

老人福祉センターは、真鶴町公民館との複合施設として設置されていますが、各種教室、サークル活動、入浴やカラオケの場として、高齢者のふれあいづくりに有効に活用されており、今後さらに有効活用を図っていきます。

(3) 老人憩いの家管理事業

老人憩いの家「風外堂」（真鶴地区）、「真崎荘」（岩地区）は、老人クラブ活動や友愛活動等で、町民交流の場として利用されており、今後ともこれを有効活用できるよう、高齢者の団体に開放していきます。

- ②高齢者がスポーツ・レクリエーション活動に親しむことによって、健康増進を図りながら世代間交流にもつながるよう、新しいスポーツ等も含めて様々なスポーツの普及に努めるほか、学校施設の開放や関係団体との連携の強化等に取り組みます。また、年齢や障がいの有無にかかわらず全ての人がお互いを大切にし合い、支え合うという共生の理念を理解し、だれもが気軽にスポーツライフを楽しむことができるようにパラスポーツの普及に努めます。

(1) ふれあいスポーツ大会事業

高齢者、障がい者、園児の健康増進を図りつつ、世代間交流や参加者の親睦が図れるよう、毎年11月にふれあいスポーツ大会を開催しており、今後もこの事業を継続していきます。なお、事業の継続の在り方については、現在実施している趣旨を継承しつつ、オリンピック・パラリンピックの精神のもと、検討をしていきます。

(2) グラウンドゴルフやパークゴルフ大会の開催

高齢者が無理なく運動できる機会をつくるため、老人クラブ事業としてグラウンドゴルフやパークゴルフ大会を開催します。

○活動・交流の場の提供

①地域におけるコミュニティ活動のきっかけづくりとして世代間交流ができるよう、地域サロンをはじめとした子どもと高齢者との交流の機会を引き続き確保していきます。

○高齢者の社会参加の機会の確保

①高齢者のボランティア活動をさらに活性化させるために、高齢者の活動意向と社会のニーズを合わせることを目指します。

②本町では、高齢者に係る事業で多くのボランティアの方々が活動しているほか、日々の暮らしの中のちょっとしたことなら手伝える人がボランティアとして活躍できる仕組みを「まなづる協力隊『まなサポ』」として作り、支え合い、分かち合うまちづくりを推進しており、今後こうしたボランティア活動を継続して支援していきます。また、2007（平成19年）年度から養成している認知症サポーターについては、毎年登録者数が増えており、今後はこうした方々を組織化し、ボランティアとして介護予防教室のサポーターになっていただく予定としています。さらに社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ボランティア講座、研修会の実施、各種ボランティア情報の提供・紹介、各ボランティア団体の育成・活動支援等を行うことにより、町民のボランティア活動を支援しています。こうした取り組みにより、町全体としてボランティア活動を支援していきます。

③社会教育活動や生涯学習活動の中からは多くの「生きがい」が見つかることから、子ども見守り隊などの社会教育活動及び放課後子ども教室やスクールサポーター事業などの生涯学習活動に、高齢者の方が活躍できる場の拡充と異世代間の交流を推進します。

【第5分野】：差別や偏見の解消

○高齢者虐待防止対策の推進

- ①高齢者虐待に対する町直営地域包括支援センターならではの早期対応体制の確立を目指すとともに、庁内（高齢者、生活保護、介護保険等）の相談体制を確立します。

○権利擁護のしくみの充実

- ①ひとり暮らしの認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、自己決定能力が低下している方の権利を擁護し、自立した地域生活がおくれるように、日常的な金銭管理や介護保険を含む様々なサービスの利用等の支援を行う制度として、成年後見制度と日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）があります。今後とも、地域包括支援センターと社会福祉協議会を中心としてこうした制度の普及・啓発、利用促進を図っていきます。

○人権教育の推進

- ①本町では、幼保小中を初めとし、それぞれの発達段階の中で、人権教育を推進し心の醸成を図ります。
- ②多様化する人権課題に対応し、共生の理念を町に根付かせるためにそれぞれの人権課題に応じた人権講演会を開催します。
- ③全ての子どもが互いの人権を大切に、個性を發揮し合いながら生活できる学校づくりをめざし、きめ細やかで積極的な児童生徒指導の取り組みを進めます。
- ④児童・生徒に、自分の思いや願い、判断したことを適切に表現できる言葉の力を育成するために、就学前教育、学校教育において言葉の指導と人権に配慮した言語環境の構築に努めます。

【第6分野】：町民参加と就労

- ①本町では、高齢者に係る事業で多くのボランティアの方々が活動しているほか、日々の暮らしの中のちょっとしたことなら手伝える人がボランティアとして活躍できる仕組みを「まなづる協力隊『まなサポ』」として作り、支え合い、分かち合うまちづくりを推進しており、今後こうしたボランティア活動を継続して支援していきます。また、2007（平成19）年度から養成している認知症サポーターについては、毎年登録者数が増えており、今後はこうした方々を組織化し、ボランティアとして介護予防教室のサポーターになっていただく予定としています。さらに社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ボランティア講座、研修会の実施、各種ボランティア情報の提供・紹介、各ボランティア団体の育成・活動支援等を行うことにより、町民のボランティア活動を支援しています。こうした取り組みにより、町全体としてボランティア活動を支援していきます。
- ②高齢者の就業・社会参加を促進するための組織である生きがい事業団については、会員数も80人を超すなど、順調にその事業を拡大しています。今後とも町事業の委託や一般町民からの依頼による高齢者の就業場所の確保に努めるなど、高齢者の雇用の確保と能力開発に努めます。また、老人クラブを地域の支え合い・分かち合いによる相互支援を高める社会資源としてとらえ、高齢者が地域福祉に協力できる体制づくりに取り組んでいきます。
- ③高齢者や子育て世代の主婦等、多様な世代が働ける形としてシェアリング・エコノミーによる仕事場の開拓を推進していきます。ワーカーがお互いに時間や技術を出し合い、チームで仕事を受注し分かち合う「ワークシェアリング」による仕事の開拓と、自分の生活を中心に就労時間を決めたり、ICTを活用したテレワーク業務を中心とした「新しい働き方」を開拓し、多世代が多様な形で働ける町の実現に取り組んでいきます。

【第7分野】：コミュニケーションと情報

○認知症への理解を深めるための普及啓発の推進

①認知症サポーター養成講座

認知症の方への接し方や認知症の基礎知識を学び、地域で認知症の方を支える認知症サポーターを養成します。

②認知症をにんちしよう会

小田原3師会、小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町の1市3町、認知症に関わる介護支援関係者等が集まり、「認知症を正しく理解し、住み慣れた地域で生活を続ける」ことを目的に年2回のイベント、講演活動を行います。

○若年性認知症施策の強化

①小田原・箱根・真鶴・湯河原の1市3町若年性認知症を考える会を開催します。

○認知症の人の介護者への支援

①ゆがわら・まなづる家族会

2か月に1回、認知症の支援を行っている家族が悩みを話たり、ちょっとした相談が出来る場を提供します。

○高齢者への必要な情報提供

①高齢者の情報源としての「広報真鶴」の重要性を再認識し、情報提供の際に、文字を大きくする、ゴシック文字にする等の視覚に訴えることに配慮し、読みやすい紙面になることを目指します。

②町内全域に無料Wi-Fiを整備し、物理移動の代替え手段として、情報通信技術を取り入れたコミュニケーションを目指します。

③地域包括支援センター、町役場等の公共施設、各介護事業所等においても積極的に各種情報を提供していくほか、サービス提供事業者からも情報提供を促し、町民への制度の普及と利用意識の啓発を図ります。さらに社会福祉協議会や介護保険事業所、医療機関等、関係機関との連携を強化し、保健師、ケアマネジャー、ホームヘルパー、医師、民生委員等の関係者と協力しながら様々な機会を利用した普及・啓発活動を推進します。

【第8分野】：医療・保健・福祉サービス

○健康寿命の延伸に向けた未病改善等の取組み

①本町では、健康寿命の延伸等を目的に神奈川県で策定された「かながわ健康プラン 21（第2次）」等を踏まえて2014（平成26年）年3月に「まなづる健康づくり2次計画」と「食育推進計画」を策定し、町民の健康づくりの支援に積極的に取り組んでいます。具体的には、死亡原因の上位を占め、要介護状態に陥る主たる原因ともなっている生活習慣病（がん、心疾患、脳血管疾患等）を減らすため、健康教育等により町民一人一人の生活習慣の改善を啓発しつつ（一次予防）、2008（平成20年）年度から始まった特定健康診査や各種がん検診の実施等により、疾病の早期発見と予防対策に努めています（二次予防）。また、2017（平成29年）年度には、2016（平成28年）年度に策定した「地域福祉計画・地域福祉活動計画」のアクションプランの一つとして、真鶴町の生活習慣病の原因究明を実践するため、関係機関と共に取り組み、特定健診時に食事調査及び尿中のナトカリ（ナトリウム／カリウム）値検査を実施してデータ解析等を行っており、その結果をフィードバックすることで町民の健康意識の向上にも努めています。今後は後期高齢者を含め、通常の健診に加えてがん検診の受診促進による早期発見に努めつつ、健康教育を展開します。健康の保持は、基本的には一人一人の努力によって実現されるものであり、町民一人一人が健康に関心を持ち、継続的に健康づくりに取り組めるような支援が求められています。真鶴町国民健康保険診療所等、地域における医療体制の一層の充実も課題です（三次予防）。

②町広報紙や健康づくり普及パンフレット等を活用しつつ、健康情報の提供に努めるとともに、各種健康教室の開催などにより、健康づくり、介護予防に対する意識の向上を図ります。

(1) 健康教育

メタボリックシンドローム予防や運動、食生活等について、介護予防の普及啓発を図りながら以下の各種健康教室を実施します。

- ・まなづる生き生き健康体操普及活動
- ・各種健康づくり（生活習慣病予防教室、ウォーキング講習会等）
- ・歯周疾患教室

(2) 町民の自主的な健康づくり活動の支援

町民による自主的な健康づくり団体の活動を支援しつつ、食生活改善推進協力団体を育成します。また、この団体を中心とした生活習慣病予防食の普及活動を支援していきます。

- ・サポートメイト養成講座
- ・生活習慣病予防食普及事業

○地域包括支援センターの機能強化

①地域包括支援センターは、本町が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが中心となって、相談対応や介護予防に関するケアマネジメントをはじめとする、高齢者への総合的な支援を行う介護予防の中核拠点です。身近な地域における高齢者の困りごと相談や医療との連携、生活支援や介護予防など、地域包括支援センターが中心となっている多く

の取り組みについて、町が主体となり適切に評価等を行いながら、より効果的かつ充実した運営を図っていきます。さらに、後期高齢者、要支援認定者及び事業対象者の増加が見込まれているため、担当専門職員の増加や地域包括支援センターの委託運営も含めた討議を行っていきます。また、主治医、ケアマネジャー等との多職種協働や、地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行うため、地域のケアマネジャー等に対してケアプラン作成や日常的個別指導・相談、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例への指導助言等を行います。さらに、医療機関を含む関係施設やボランティア等の様々な地域の社会資源との連携・協力体制の整備等も行い、包括的・継続的ケア体制の構築等を行います。

○医療と介護の連携の強化

- ①現在、町が中心となり、多職種協働連携をより強固とするため、2か月に1回、地域ケア会議を開催し、町や地域包括支援センターはもとより、連携病院、各サービス事業者、町内薬剤師、地域の各種団体及び一般町民との連携を構築しています。また、広域的な関わりとしても、小田原医師会が運営する「地域医療連携室」及び小田原歯科医師会が運営する「在宅歯科医療推進事業（在宅の高齢者に対する歯科医療を推進）」に小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町の1市3町として関わることで、赤ちゃんから高齢者まで、幅広く相談できる体制を整えていきます。さらに、かかりつけ医の必要性を啓発し、町民が気軽に医療機関等に相談できる環境を構築していきます。

○地域での支え合いの推進

- ①町内には、保健福祉関係の専門機関や地域団体、さらには町民の自発的団体等、多くの社会資源が存在していますが、地域で暮らす高齢者の日常生活を地域で支えていくためには、こうした機関や団体等をネットワーク化して、連携、協働体制を確立し、住民主体の支え合い活動と地域資源の活用による「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現を目指していくことが必要です。今後はこうした地域のネットワークの調整役、核として、社会福祉協議会との連携を図りつつ、地域包括支援センターの機能を強化していきます。

○容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

- ①身近な場所で安心して医療や介護を受けられる体制をつくります。かかりつけ医の普及や、在宅医療・介護サービスの充実、町内外の医療機関・介護施設の連携強化に取り組みます。

○若年性認知症施策の強化

- ①小田原・箱根・真鶴・湯河原の1市3町若年性認知症を考える会の開催をします。

○認知症の人の介護者への支援

- ①ゆがわら・まなづる家族会

2か月に1回、認知症の支援を行っている家族が悩みを話したり、ちょっとした相談が出来る場を提供します。

○認知症の人を見守る取組みの推進

①認知症サポーター養成講座

認知症の方への接し方や認知症の基礎知識を学び、地域で認知症の方を支える認知症サポーターを養成します。

②認知症をにんちしよう会

小田原3師会、小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町の1市3町、認知症に関わる介護支援関係者等が集まり、「認知症を正しく理解し、住み慣れた地域で生活を続ける」ことを目的に年2回のイベント、講演活動を行います。

③徘徊SOSネットワーク事業

徘徊のある高齢者を家族の希望により事前登録し、警察、保健福祉事務所、福祉施設等の協力のもとにネットワークを形成し、早期発見と保護に努めます。

○地域における見守り体制の充実

①配食サービス

社会福祉協議会による「さわやかサービス」として、食事の支度が困難なひとり暮らし高齢者や高齢世帯に対して、安否確認と自立生活をサポートするため、食事を宅配するサービスを継続していきます。

②緊急通報装置貸与サービス

ひとり暮らしの高齢者等のため、緊急通報装置を貸し出します。

③支え合い、分かち合い推進事業

高齢者の生活を支援する取り組みとして、町に第1層、社会福祉協議会に第2層の生活支援コーディネーター等の専門知識を有した職員を配置し、自治会、民生委員、老人クラブ、商工会、ボランティア、生きがい事業団等の地域の関係団体と連携を取りながら、有償ボランティア「まなづる協力隊『まなサポ』」にて買い物支援、ゴミ出し支援等の生活支援サービスを実施しています。

○災害時の要配慮者への支援

①2011（平成23年）年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地に未曾有の被害をもたらしました。真鶴町内においても大きな揺れを感じ、その後の電力不足に伴う計画停電などもありましたが、幸い被害はありませんでした。しかし、この大震災を教訓に大きな災害の被災地となった場合を想定して、避難行動要支援者登録制度を推進し、行政だけではなく、民生委員やその他民間の方々の方々の力をお借りし、地域で災害時の対応をできる体制を整備します。また、高齢者を含む要援護者の把握に努め、安否確認・見守り活動の強化と災害時の避難誘導等の体制づくりにより、災害時に実践的機能するものとしていきます。このほか、一時避難が

完了した後の二次避難を行う場所の確保については、町内にある既存の特定施設や今後整備される施設等とも調整を図るとともに、災害時の避難者の受入れなどについても関係機関等と協議していきます。

○地域の多様な主体による介護予防の推進

- ①今後も高齢者数の増加が見込まれることから、要介護状態になることをできる限り予防するとともに（フレイル予防）、要介護状態になっても今以上に状態が悪化しないように維持・改善を図る介護予防事業の推進は、重要な課題となっています。介護予防・重度化防止の取り組みをより推進していくためには、高齢者自身の運動機能や栄養の改善だけを目指すのではなく、生活環境の調整や生きがいを持って地域生活が過ごせるような調整が重要となっています。また、高齢者自身が生活支援サービスの担い手となり、高齢者間の相互関係につながるような教室の運営や取り組みが必要となっています。現在、県内において要介護認定率が県平均以下であることや、第6期計画策定時に推計した要介護認定者数に対して、第6期計画期間中の要介護者数の実績値が少ないことから、第6期計画で推進してきた介護予防の取り組みには一定の効果があったと考えられます。また、2017（平成29年）年度に策定した真鶴町地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、町民主体の取り組みや本町独自の施策が進行中である状況を考慮すると、第7期計画期間は現行の事業を着実に推進していくことが、介護予防を進めるうえでは肝要と言えます。今後もこれらの取り組みにさらに力を入れることや、身近な地域で社会参加や介護予防に取り組みやすい環境を整えることが重要となっています。

○介護保険サービスの適切な提供と円滑な運営

- ①地域密着型サービス事業者の指定及び指導・監督権限は市町村にあるため、本町としても、より質の高いサービスを提供できる事業者を誘導する一方、立ち入り検査等の指導体制を強化していきます。また、介護サービス全般につき、真に必要なサービスが提供されているかを検証し、適切な事業展開のために必要な情報の提供に努めます。

○安心して介護保険サービス等を利用できるしくみの充実

① 介護給付（居宅）

認定者数の増加に伴い、訪問系、通所系を問わずサービス必要量が着実に増加傾向にあります。町内への事業所の参入は依然として少なく、今後に向けて参入事業者を増やしていくことが課題となっています。そのため、事業主体への情報提供等を図りつつ、供給量の拡大や多様なサービス提供の確保等を要請していきます。通所系サービスについては、第6期計画期間中にリハビリに特化した通所介護（デイサービスセンター）が開始しています。隣接市町の事業所を合わせて利用することで、必要サービス量は十分確保できると考えられます。新設事業所によるサービス提供が見込まれるため、多様で利用しやすいサービス提供がなされるよう、事業者への情報提供、指導に努めます。短期入所系についても、介護者の負担軽減やリフレッシュのための利用希望が多く、やはり小規模多機能型事業所や隣接市町に

ある事業所との連携で対応することにより、サービス必要量の充足を図っていきます。

②予防給付（居宅）

予防給付については、町内の事業所でもサービスを提供しており、量的には必要量を充足していくものと見込まれます。より効果的な予防給付となるよう、情報提供や相談対応をすることにより事業者への支援を行っていきます。また、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、介護予防訪問介護と介護予防通所介護が地域支援事業に移行の旨を、十分に周知していきます。

③施設・居住系サービス

介護保険施設については、広域的な対応で見込み量を確保しますが、居住系サービスについては、町内の有料老人ホームやグループホーム、特定施設で必要量の充足は可能と考えられます。

④地域密着型サービス

第6期計画期間中には認知症対応型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護の提供事業者の確保をいたしました。今後、サービスの周知を行うとともに、利用しやすいサービスが提供できるよう事業者への情報提供、指導に努めます。

○保健・医療・福祉の人材の養成

①高齢者の保健福祉サービスを適切に提供するためには、多くの人材を確保することが必要であるとともに、その資質の向上も図らなければなりません。ケアマネジャーについては、地域包括支援センターにおけるケアマネジャーへの相談、支援機能を活用しつつ、真鶴町支え合い・分かち合い推進協議会、地域ケア会議や県による研修会への参加促進を図ることによって人材の育成・確保を図っていきます。保健・介護予防サービスの中心的役割を担う保健師・看護師については、その人材の確保を図りつつ、各種研修への参加による資質の向上に努めます。あわせて、機能訓練や栄養指導、口腔衛生指導の充実を図るため、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・栄養士・歯科衛生士の確保に努めます。さらに、地域ケアの担い手として重要性が増しているボランティアについて、「まなづる協力隊『まなサポ』」、ボランティア団体や地域住民の参加・協力によるボランティア活動を支援する中で、ボランティアの育成・確保を図っていきます。